

議案第45号

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「。第2号」を「。次号」に改める。

別表第1備考1中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親」を「児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。